

## 費用・報酬規程

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人消費者支援機構関西が、授権をする対象消費者から支払いを受ける費用及び報酬の基準と算定の方法を定めることを目的とする。

### (授権時予納金)

#### 第2条

- 1 対象消費者より簡易確定手続の授権を受けるに際し、授権をしようとする対象消費者に対し、本条に定めるとおり、手続参加のための費用に充てるため、授権時予納金の支払を求めることができる。
- 2 授権時予納金の金額は、原則として、対象消費者が授権をしようとする対象債権の経済的利益の5.4%に相当する額とする。
- 3 前項の規定により算定された授権時予納金額が1万6,200円を超える場合は1万6,200円とし、3,240円を下回る場合は3,240円とする。
- 4 事案の内容やその社会的影響、当該簡易確定手続にかかる共通義務確認訴訟において認められた共通義務の内容（請求権の金額等）、特定非営利活動法人消費者支援機構関西の財務状況等を考慮し、適当と認めるときは、前2項の規定にかかわらずより低廉な授権時予納金の額を定めることができる。

### (授権時予納金の精算)

#### 第3条

- 1 簡易確定手続において対象消費者より受領した授権時予納金の合計金額が、当該簡易確定手続において実際に債権届出までに要した費用（当該簡易確定手続にかかる共通義務確認訴訟の追行のために要した費用（訴訟費用、弁護士費用、実費等）、通知公告手続に要した費用（送料、通信費、人件費、会場費、専門家費用等）などを含む。以下、本条について同じ。）を超えたときは、授権時予納金を支払った対象消費者に対し、超えた部分の額について負担した授権時予納金の金額に応じ按分して返金をする。
- 2 簡易確定手続において対象消費者より受領した授権時予納金の合計金額が、当該簡易確定手続において実際に債権届出までに要した費用に不足するときであっても、授権をした対象消費者に対して不足分の請求はしないものとする。

- る。
- 3 第1項の規定による返金額が返金に要する費用を下回る対象消費者に対しては、第1項の返金をすることを要しない。
  - 4 簡易確定手続授権契約に定めるところにより、第1項の規定による返金を債権届出より後の報酬及び費用の負担の精算時に行うことができる。

(授権時予納金の説明)

第4条 第2条の規定に基づき、簡易確定手続の授権をしようとする対象消費者に対して授権時予納金の支払を求めるときは、当該対象消費者に対して、あらかじめ以下の各号につき説明をしなければならない。

- 一 債権届出までに要する費用の見込み及びその内訳。ただし、この費用には、当該簡易確定手続にかかる共通義務確認訴訟の追行のために要した費用（訴訟費用、弁護士費用、実費等）、通知公告手続に要すると見込まれる費用（送料、通信費、人件費、会場費、専門家費用等）などを含む。
- 二 授権をする対象消費者の数の見込み
- 三 当該対象消費者に対して負担を求める授権時予納金の額
- 四 回収できる金額の見込み
- 五 回収があった場合の被害回復時報酬金及び費用の額
- 六 回収額がわずか、もしくは無い場合であっても、第3条第1項の規定による返金を除き、授権時予納金は返還されないこと
- 七 簡易確定手続においては、授権時予納金以外に追加の負担は求められないこと

(被害回復時報酬金)

第5条

- 1 簡易確定手続の授権をした対象消費者が対象債権の支払を現実に受けたときは、当該対象消費者が現実に支払を受けた額に応じ、当該対象消費者に対して、以下の割合による被害回復時報酬金の支払を求めることができる。

10万円以下	30%
10万円を超え30万円以下の部分	20%
30万円を超え50万円以下の部分	15%
50万円を超える部分	10%
- 2 当該簡易確定手続において授権をした対象消費者の人数が1,000人を超えたときは、前項に定める割合よりそれぞれ5%を減じた割合により算定する。
- 3 債権届出後の簡易確定手続に要した費用については、別途、授権をした対

象消費者に負担を求めないこととする。

- 4 被害回復時報酬金は、対象債権に対する現実の支払として対象消費者に支払うべき額からこれを控除することにより、支払を受けるものとする。

(異議後の訴訟の報酬)

#### 第6条

- 1 対象消費者より異議後の訴訟の授権を受けるときは、授権を受けるに際し、争いのある請求額の10%を上限とする着手金の支払いを受けることができる。ただし、争いのある請求権の額の10%が5万円を下回るときは5万円とし、13万円を超えるときは13万円とする。
- 2 授権を受けた異議後の訴訟により対象消費者が対象債権の支払を現実を受けたときは、前条の規定による被害回復時報酬金に加えて、当該対象消費者が現実を支払を受けた額の3,000万円を超えない部分については10%、3,000万円を超える部分については6%に相当する金額(ただし、前項の規定により支払を受けた着手金の金額をこれより差し引くものとする)の報酬金の支払いを受けることができる。
- 3 異議後の訴訟において生じた実費(当該異議後の訴訟を受任した弁護士に支払うべき報酬を除く)については、対象消費者に別途負担を求めることができる。

(民事執行手続の報酬)

#### 第7条

- 1 対象消費者より民事執行手続の委任を受けるときは、委任を受けるに際し、執行を求める金額の10%を上限とする着手金の支払いを受けることができる。ただし、執行を求める金額の10%が1万円を下回るときは1万円とし、7万円を超えるときは7万円とする。
- 2 委任を受けた民事執行手続により対象消費者が対象債権の支払を現実を受けたときは、第5条の規定による被害回復時報酬金に加えて、当該対象消費者が現実を支払を受けた額の3,000万円を超えない部分については10%、3,000万円を超える部分については6%に相当する金額(ただし、前項の規定により支払を受けた着手金の金額をこれより差し引くものとする)の報酬金の支払いを受けることができる。
- 3 民事執行手続において生じた実費(当該民事執行手続を受任した弁護士に支払うべき報酬を除く)については、対象消費者に別途負担を求めることができる。

(証拠保全手続の報酬)

第8条

- 1 対象消費者より証拠保全手続の委任を受けるときは、委任を受けるに際し、8万円を上限とする報酬の支払いを受けることができる。
- 2 証拠保全手続において生じた実費（証拠保全手続を受任した弁護士に支払うべき報酬を除く）については、対象消費者に別途負担を求めることができる。

(消費税)

第9条 授権等をする対象消費者に対して第5条ないし第8条の規定による報酬の支払いを求めるときは、別途、消費税の負担を求めるものとする。